特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	常滑市価格高騰重点支援給付金事業(不足額給付)の 実施に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、常滑市価格高騰重点支援給付金事業(不足額給付)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	常滑市価格高騰重点支援給付金事業(不足額給付)の実施に関する事務				
②事務の概要	所得税又は個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる者への給付(当初調整給付)について、本来給付すべき所要額との差額等が生じる者へ給付を実施するための基礎となる情報の取得に関する事務				
③システムの名称	中間サーバー、臨時給付金システム(不足額給付)、団体内統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
臨時特別給付金ファイル(不足	已額給付)				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省例第5号)第74 条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第135項 番号法第19条第8号に基づく利用特定情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第 9号)第2条表160の項、第162条				
5. 評価実施機関における	。 5担当部署 				
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求				
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(直通)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務部税務課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6104(直通)				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和7年6月2日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
		令和	17年6月2日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、そ?] れぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 西書又は全項目評価書において、リス	全項目評価書		
東 などすび C U ~ O 。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	クシステムを通じ	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ა]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ა]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	気(委託や情報提供ネ	ットワークシステムで	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	ა]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	[1	2) 十分である			

7. 牧	7. 特定個人情報の保管・消去						
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. J	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン バー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には 4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。					

9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施す	ける			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務における生体認証の導入及び業務の権限を細分化して管理することで者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。	、利用			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明